

## 議案第 55 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 8 月 30 日提出

木津川市長 谷口 雄一

### 提案理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）」が令和 5 年 6 月 9 日に公布され、令和 6 年 1 月 2 日に健康保険の被保険者証が原則廃止になることから、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

（木津川市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正）

第1条 木津川市福祉医療費の支給に関する条例（平成19年木津川市条例第120号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(受給者証) 第5条 (略) 2 受給者は、京都府の区域内にある健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の保険医療機関若しくは保険薬局又は国民健康保険法第36条第3項の保険医療機関若しくは保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において診療を受ける際に、 <u>受給者証を提示するものとする。</u>	(受給者証) 第5条 (略) 2 受給者は、京都府の区域内にある健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の保険医療機関若しくは保険薬局又は国民健康保険法第36条第3項の保険医療機関若しくは保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において診療を受ける際に、 <u>医療保険各法に定める保険証又は組合員証とともに受給者証を提示しなければならない。</u>

（木津川市老人医療費の支給に関する条例の一部改正）

第2条 木津川市老人医療費の支給に関する条例（平成19年木津川市条例第121号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(受給者証)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 受給者は、京都府の区域内にある、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の保険医療機関若しくは保険薬局又は国民健康保険法第36条第3項の保険医療機関若しくは保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けるときは、<u>受給者証を提示するものとする。</u></p>	<p>(受給者証)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 受給者は、京都府の区域内にある、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の保険医療機関若しくは保険薬局又は国民健康保険法第36条第3項の保険医療機関若しくは保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けるときは、<u>医療保険各法に定める保険証又は組合員証とともに、受給者証を提示しなければならない。</u></p>

（木津川市子育て支援医療費の支給に関する条例の一部改正）

第3条 木津川市子育て支援医療費の支給に関する条例（平成19年木津川市条例第122号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(受給者証)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 受給者は、京都府の区域内にある保険医療機関等において医療を受ける際に、<u>受給者証を提示するものとする。</u></p>	<p>(受給者証)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 受給者は、京都府の区域内にある保険医療機関等において医療を受ける際に、<u>医療保険各法に定める保険証又は組合員証とともに受給者証を提示しなければならない。</u></p>

（木津川市国民健康保険条例の一部改正）

第4条 木津川市国民健康保険条例（平成19年木津川市条例第123号）の一部を

次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第13条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、<u>又は</u>虚偽の届出をした場合において、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第13条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは</u>虚偽の届出をした場合<u>又は同条第3項若しくは第4項の規定</u>により<u>被保険者証の返還を求められて</u><u>これに応じない場合</u>において、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p>

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日前にした行為及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）」第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。